原著

社会福祉法人会計システムに関する一考察 — その理論と実践 —

須藤芳正*1 斎藤観之助*1 荒谷眞由美*1 田中伸代*2 谷光 透*1

要 約

2000年2月に社会福祉法人会計基準が制定された.本論文は,社会福祉会計基準が勧告した財務諸表の会計システムを理論的に解明し,勧告された財務諸表の作成と読解の難解性を実践例によって検証しようとするものである.その結果,現行の社会福祉法人会計基準の会計システムは,財務諸表の有機的関連が明確でなく,そのことをして,財務諸表の作成と読解を難解なものとしているという結論に至った.

はじめに

2004年に4月に介護保険法が施行され,さらに社会福祉基礎構造改革により,1951年に制定された社会福祉事業法が,社会福祉の共通基盤制度の抜本的見直しが行われ,2000年6月に新たに社会福祉法が公布・施行された.

社会福祉法第24条には「社会福祉法人は...... 略……,自主的にその経営基盤の強化を図るため に,その提供する福祉サービスの質の向上及び事業 経営の透明性の確保を図らねばならない.」と規定 されており, また, それに対応すべく2000年4月に は社会福祉法人に適用される会計が,従来の社会福 祉法人経理規定準則(以下,経理規定準則)から, 新たに,社会福祉法人会計基準が制定され,漸次, 社会福祉法人へと適応されることとなった . 経理規 定準則と社会福祉法人会計基準との大きな相違は、 前者が主に受託責任の開示に焦点を当てていた財務 諸表体系を有していたのに対し,後者はそれ以外に 社会福祉法人の成果計算,換言すれば,経営成績の 開示に焦点を当てた財務諸表体系を有したことであ る.これは,社会福祉法人の会計にとっては,一つ のパラダイムの変換とも言える変更であった.

しかし,社会福祉法には社会福祉法人の会計に関 しては,社会福祉法において,社会福祉法人が作成 しなければならない計算書として,同法第44条第2 項において事業報告書,財産目録,貸借対照表,収 支計算書と規定するに留まった†1).

本稿は,今後,社会福祉法人が自主的経営実践を 模索するにあたっての道標となす,社会福祉法人会 計基準によって作成される財務諸表の意義と,各表 の有機的関連を解明し,もって,社会福祉基礎構造 改革を推進するための,一助をなすことを目的とす るものである.

さて、1980年12月にアメリカの財務会計審議会(FASB: Financial Accounting Standards Boards)の財務会計概念書(SFAC: Statement of Financial Accounting Concept)第4号が「非営利組織体の財務報告の諸目的」(Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organization)を公表し、以来、非営利組織体の会計研究はアメリカが世界をリードする形で研究を深化させ、SFAC第117号において、非営利組織体が作成すべき財務諸表として、財政状態表(Statement of Financial Position)、活動計算書(Statement of Activities)、キャッシュ・フロー計算書(Statement of Cash Flows)を要求したことで、現在、アメリカにおける、非営利組織体会計研究は一応の成果を得たと思われる.

近年,わが国においても,プライベートセクターの非営利組織体に適用される会計システムを見直す試みが,適宜,図られてきている.すなわち,公益法人会計基準の改正,病院会計準則の制定,社会福祉法人会計基準の制定等といったようにである.浅見によれば,わが国における非営利組織体会計の制

^{*1} 川崎医療福祉大学 医療福祉マネジメント学部 医療福祉経営学科

^{*2} 川崎医療福祉大学 医療福祉マネジメント学部 医療秘書学科

⁽連絡先)須藤芳正 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学

度変更の,そのほとんどが,アメリカの非営利組織体会計をモデルとしているように見受けられる.しかし,わが国においては,その組織を取り巻く利害関係者や,非営利組織体を所管する官庁の縦割り行政等の問題もあり^{†2)},アメリカのように「非営利組織体会計」ということで一元化した制度を確立することは,現状においては困難である.

問題の所在

本稿の目的は,2000年 2 月に制定された社会福祉法人会計基準によって作成される財務諸表の会計システムに焦点を当て,その問題点の整理と考察を行なおうとするものである.検討課題は次の通りである $^{\dagger 3)}$.

- (1) 財務諸表作成と読解の難解性
- (2) 財務諸表の有機的関連の解明

(1)の事項については,はじめに社会福祉法人会計制度の歴史的変遷を概観し,社会福祉法人会計基準がどのような目的を有して制定されたか,ということを述べ,次に,現在の社会福祉法人会計基準に基づいて作成される財務三表の作成と読解の難解性について論考したい.また,(2)の課題については,(1)の問題が起因する要因として,各財務諸表の有機的関連の観点から考察を加える.

敷衍すれば,本稿の構成は,①社会福祉法人会計基準と社会福祉経理規定準則(以下,経理規定準則) 指定介護老人福祉等会計処理指導指針(以下,指導指針)とのダブルスタンダードが存在する問題,② 社会福祉法人会計基準の「会計原則」における「複式簿記の原則」の意味するところの曖昧さの問題, ③資金収支計算書と他の計算書の直接的な数値の連携がないことを明らかにし,これらの考察から,④ 社会福祉法人会計基準における課題は,発生主義と運転資本との関連に帰着するのではないか,ということを検証しようとするものである.

社会関連会計研究学会においては,スタディ・グループによって,2003年,2004年と「非営利組織体の会計 一介護施設を例として一」というテーマで,社会福祉法人の情報開示の側面に焦点を当てた先駆的研究がなされている^{†4)}.この研究においては,主に設置主体の異なる介護施設を中心にヒアリング調査をもとに,社会福祉法人の経営状況(財務を含む)やサービスの開示状況を明らかにし,その上で各々の問題点を指摘し,さらに,社会福祉法人における,会計情報の統一の可能性についての検討がなされている.

また,2000年の日本会計研究学会スタディ・グ

ループ「非営利組織体の会計」中間報告書においては、会計理論的観点から、非営利組織体の一つとして社会福祉法人会計に関しての考察がなされているが、他の非営利組織体を全てカバーしているため、社会福祉法人会計基準に関しては、会計理論上の問題点について概観しているに留まっている^{†5)}.

しかし,両者の研究は,社会福祉法人会計基準が制定されて間もないこともあり,当然のことではあるが,その概要と適用状況に焦点を当てた研究が主になっており,その会計構造上の問題に関しては,あまり言及がなされていない.

尚,本稿が対象としている社会福祉法人の会計は, 社会福祉法人会計基準の適用を受ける法人である.

社会福祉法人会計制度の変遷

本稿での検討課題に入る前に , わが国の社会福祉 をめぐる会計制度の変遷を俯瞰しておきたい .

わが国の社会福祉法人の会計制度は , 歴史的に 3 つの区切りとして捉えることができる .

第一の時代は1953年3月の「社乙発32号通知」による制度である.これは,1951年3月に成立した社会福祉事業法によって「社会福祉法人会計要領」が厚生省より出されたものであり,この要領においては,社会福祉法人会計は収入支出,財政状態と共に「事業成績」を明らかにするものとし,これに拠れないときは企業会計方式によることも認められていた.第二の時代は「経理規定準則」による時代である.これは社会福祉法人の受託責任を明らかにするための会計思考を取り入れた近代的会計制度であり,資金収支計算と財産計算を複式簿記によって明らかにしようとするものであった.ここで作成される財務諸表の主なものは,貸借対照表と収支計算書であった.そして,第三の時代がこれから述べようとする,現在の社会福祉法人会計基準の時代である.

社会福祉法人会計基準第7条によれば,社会福祉法人が作成しなければならない財務諸表は,資金収支計算書(及びこれに付随する資金収支内訳表),事業活動計算書(及びこれに付随する事業活動収支内訳表),貸借対照表,財産目録である^{†6)}.

2000年2月17日の社援310号「社会福祉法人会計 基準の制定について」の通知において,基準制定の 背景について触れている箇所を引用する.

「社会福祉事業の実施を目的に設立される社会福祉法人の会計については,これまで昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長,児童家庭局連盟通知(社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規定準則の制定について)により行われてきたところで

ある.これに対し現在,将来にわたって増大多様化が見込まれる国民の多様な福祉需要に適切に対応するため,介護保険制度の導入など個別施策の見直しに加え,社会福祉事業,社会福祉法人,措置制度など社会福祉の共通基盤制度全体の改革に取り組み,利用者の立場に立った社会福祉制度の構築に努めているところである.なかでも社会福祉法人については,引き続き社会福祉事業の中心的な担い手としてふさわしい事業を確実,効果的かつ適正に行うため,従来にもまして自主的に経営基盤の強化を図るとともに,そのサービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ることが強く期待されている」

会計システムに関して,上記の要点を厚生労働省の「会計の在り方(基本方針)を考える会」の審議会議事録を鑑み,整理すれば,次の2点に収斂されると考えられる $^{\dagger 7)}$.

- (1) 経営の成果(費用対効果)が反映される会計システムを構築すること.
- (2) 財務諸表が簡潔で明瞭であり,利用者の閲覧に供する体制が整っていること.

このような目的を持って,社会福祉会計基準は 2000年 2 月に制定された.しかし,介護保険制度が 2000年 4 月から施行されたことを鑑みれば,社会福祉会計基準は,それに間に合わせるかのように,性 急に制定された感は否めない.

財務諸表の作成と読解の難解性

消費経済体である社会福祉法人に生産経済体の会 計思考を導入すること, また, 同じ社会福祉法人で も提供するサービスによって,社会福祉法人会計基 準や経理規定準則,指導指針及び病院会計準則の適 用等が認められていることなどの問題はあるにせよ, 趨勢としては社会福祉法人会計基準の適用法人範囲 は拡大しつつある.確かに,社会福祉法人の会計情 報が、サービス提供者、利用者の双方にとって、よ り良い形 (提供者は経営管理とサービスの質の向上 ため,利用者はサービス提供法人を選択する際の一 つの有効な情報として)で提供されるならば,その こと自体は大変好ましいことである.また,社会福 祉法人にとって, 社会保障をめぐる施策の動向を鑑 みれば,今後,どのような事象がコストドライバー, レベニュードライバーとなるかといった,コストビ ヘイビア - に関する分析の重要性が一層高まること は確実であり、そのためには、適正な損益計算を行 なうことが重要な経営課題となる.しかし,従来の 資金収支計算を中心とした半発生主義会計計算シス テムから全面的な発生主義会計への会計思考の転換

は,次に述べるような,問題を伴うこととなったのである.

けだし, 社会福祉法人会計基準の目的を考慮すれ ば,ほとんどの財務諸表利用者等は,社会福祉法人 会計基準に基づいて作成される財務三表が明瞭で、 かつそれぞれの表が互いに整合性が取れているよ うに思うであろう.しかし,実際には,これらの財 務諸表よって提供される会計情報の読解は,サービ ス利用者にとって,また,現場の財務諸表作成者に とっても,相当困難なものなっているのである.例 えば,資金収支計算書と事業活動収支計算書におい て同一の勘定科目が多々存在することをどう解釈す るのか,また,その会計実践においても,会計理論 上,極めて難解な会計処理が多いのである.例えば, 介護報酬があった場合は,資金収支計算書にも事業 活動収支計算書にも「介護報酬収入」が計上される ことや,土地の寄附を受けた際は,現金の授受がな いにもかかわらず,その取引は資金収支計算書に計 上され, さらに事業活動収支計算書において同様の 金額が基本金に組入れられることである.しかも, 土地の寄付は指導指針では資金収支を通さないので ある.この例をしても,相当な会計知識を有してい なければ,社会福祉会計基準が求める財務諸表を作 成・読解することには,相当な困難伴うことが察知 されよう.

TKC 全国会社会福祉法人経営研究会が次のように述べている $^{\dagger 8)}$.

「2つの計算書を同時並行して作成することは, 実務上は極めて難しく,会計基準の計算書類体系は, 社会福祉法人の会計分野で永年続いてきた3枚伝票 がほぼ不可能になったことを意味しています.従って,それぞれの計算書類に特有な勘定科目に関する 取引を,自動仕訳処理するコンピュータソフトの導 入が不可欠と思われます」

このような現状を鑑みれば、社会福祉法人会計基準にしても指導指針にしても、社会福祉サービス利用者本位というよりも、むしろ従前からの行政への報告を重視していると思われ、社会福祉基礎構造改革の理念から慮るに、いささかの疑義を呈さざるを得ない

次に社会福祉法人会計基準に則し,財務諸表を作 成する際の難解性について考察したい.

その理由の第一として,社会福祉法人が提供するサービスの種類によって,組織が適用できる会計基準の曖昧性の問題があげられる.すなわち,社会福祉会計基準と,経理準則もしくは指導指針との選択というダブルスタンダードでの問題である.

第二に,会計基準の「会計原則」の第3条の二に

は、「すべての取引について、複式簿記の原則によって正確な会計帳簿を作成すること」と記されているが、ここでいう「複式簿記の原則」とはどのような原則を意味するのか、という説明がなされていないため、取引の発生から、財務諸表作成までの一連の会計処理の流れが極めて見えにくいものとなっているのである。

第三に,資金収支計算書が他の計算書と直接的に 数値を媒介として連携していないことが挙げられる.

第一の問題に関しては,行政サイドの問題ではあるが,少なくとも同じサービスを提供し,介護保険法の対象となる社会福祉法人である特別養護老人ホームにおいては,また,実際には,在宅介護支援センターなどを併設している社会福祉法人も多いことからすれば,近い将来において社会福祉法人会計基準と指導指針との統一が図られることを強く,行政へと要求したい.このようなダブルスタンダードが存在することは社会福祉法人間の比較可能性を困難にするばかりでなく,「利用者不在」といった行政施策に対する国民の不信感を,一層募らせることとなるからである †9).

次に,第二の問題であるが,この問題が社会福祉 法人における会計実践を難解としている最大の要因 と思われる.

「複式簿記とは何か」といった論議は会計学の領 域においても、いまだ解決をみていない重要な課題 である.しかし,企業会計においては,「正規の簿 記の原則」が複式簿記を意味するものと解され,通 常,複式簿記教育においては複式簿記記帳に係わる 一連の会計処理は,資本等式もしくは貸借対対照表 等を展開した理論の流れの中で一応の説明がなされ ている.この観点からみれば,持分を有しない社会 福祉法人の簿記にあっては,企業主体論をその理論 的背景とする貸借対照表等式で説明するのが妥当で あると考える. もとより本稿で問題とするのは複式 簿記の原理を探求することではないが, 社会福祉法 人会計基準による財務諸表作成の目的が「効率性」 の測定にあるとすれば,現行の社会福祉会計基準に 拠るならば,一般原則の「複式簿記の原則」は「複 式記入の原則」と変えたほうが良いのではないかと 思われる「正規の簿記の原則」とすることも考え られるが、そうした場合、後述する理由で、通常の 企業会計でいう複式簿記の原理と混同することが予 想されるため「複式記入の原則」とすることが望ま しいと思われる.ここで,本来ならば複式簿記の原 理に触れる必要がある.しかし,この問題に関して は膨大な研究が存在するため $^{\dagger 10)}$,ここでは社会福 祉会計基準と照合して,複式簿記は「一つの取引が 発生した場合,その取引は借方と貸方に同様の金額が記入される」といった,複式簿記の複式記入の形式的側面(この点に関しては異論のないところであろう)のみに着目して,「複式記入の原則」とした方が複式簿記の概念の混乱を防ぐ意味で,ベターではないかと思われる.

第三の問題は本稿の骨子を成す部分であるため, 以下,詳細に検討したい.

財務諸表の有機的関連の解明

社会福祉法人会計が消費経済体である以上,その会計責任は資金の調達と運用を明瞭にすることに求められる.そのため,従来,その会計システムは基本的に予算準拠主義に基づく資金収支計算(資金概念は運転資本)を中心とする会計思考であった.しかし,社会福祉法人会計基準は,その会計思考を取り入れたものとなっている.したがって,以下,社会福祉法人会計基準によって作成が勧告されている財務諸表(財産目録は貸借対照表と同一と見なしここでは対象としない)の関連を解明するために,企業会計の領域で用いられる,運転資本資金計算書作成のための代数的アプローチを用いて,勧告された財務諸表の関連を明らかにする†11).

[以下,資産(A)負債(L)正味財産(C)期首(o)期末(e)資金(F)非資金(NF)期中増加額(i)期中減少額(d)と表記]

 $A = L + C \cdots$ 貸借対照表等式

$$Ai - Ad = Li - Ld + Ci - Cd$$

①式は,複式簿記はある勘定科目の借方・貸方記入の増減は,必ず他の科目の反対勘定への記入をともなう,といった会計計算思考に基づいている.事業活動収支計算書の構造は①式を展開して示すことができる.

Ci - Cd ($\triangle C$) = Ai - Ad - Li + Ld ②

②式の資産と負債を,資金と非資金に分類し整理すると,次のとおりである.

△ C = FAi + NFAi - FAd - NFAd - FLi
- NFLi + FLd + NFLd
= FAi - FAd - FLi + FLd + NFAi
- NFAd - NFLi + NFLd
=(FAi - FAd) -(FLi - FLd)
+(NFAi + NFLd) -(NFAd + NFLi) ③

上記の式によって,会計基準における各財務諸表の関係を解明したい.事業活動収支計算書の構造は ③式の右辺を勘定形式で示したものであり(ただし, 資金間取引は表示されない), その差額⊿ C「次期繰越収支差額」が,貸借対照表の勘定科目(貸方:次期繰越活動収支差額)とリンクしている.しかし,③式の(FAi – FAd)ー(FLi – FLd)は同時に資金収支計算書の構造をも示すものとなっているため,次のような問題が生起することとなったのである.

- (1) 運転資本に係わる取引で,正味財産に差額が 生じる取引は,資金収支計算書と事業活動収 支計算書の両方に計上される.
- (2) 正味運転資本増加額は貸借対照表,事業活動 収支計算書のどの特定された勘定科目ともリ ンクしていない.

筆者は,主にこの両者の問題が,社会福祉法人会計の会計実践を難解なものとし,これをして,その会計処理理論にいまだ定見を見出せない理由と考えるのである.

すなわち (1) に関して述べれば,次のような取引が生じた場合,その取引は三つの財務諸表へと記録されねばならない.

(取引) 介護報酬100が入金された.

この取引は最終的には,資金収支計算書貸方に「介護報酬収入100」,事業活動収支計算書に「介護報酬収入100」,貸借対照表に「現金預金100」として計上されることとなる.この場合の仕訳を複式簿記で行うとすれば,以下のような仕訳が考えられる.

(借方) (貸方)

現金預金 100 介護報酬収入 100 ① 支払資金 100 介護報酬収入 100 ②

まず,②の仕訳によって貸借対照表と資金収支計 算書(もしくは事業活動収支計算書)にそれぞれ100 が計上される.次に,②の仕訳によって事業活動収 支計算書(もしくは収支計算書)に計上することと なるのである.ここで借方の「支払資金」とは,財産 に変動を及ぼさない科目であり, いわば企業会計に おける対照勘定のようなものであり,財務諸表上に は計上されない科目である.このような仕訳は,複 式簿記の複式記入面にのみに焦点を当てた仕訳であ り,ある意味,会計基準の財務諸表の形式を「暗記」 していなければ行えない仕訳である. すなわち,財 産の増減記録法としての複式簿記という理論では説 明しえないからである.また,貸方「介護報酬収入」 の合計は200と勘定に記録されることとなる.そし て決算において,この200を資金収支計算書と事業 活動計算書へと二分して振り替えるのである.

上記の会計処理のためには種々のアプローチが考えられ,ここではその一例を示したに過ぎないが, このような簿記は企業で行なわれている複式簿記と は相当相違したものとなっており,社会福祉法人が 効率性を追求する会計システムを目指している以上, 「複式簿記の原則」の文言が,企業会計の「正規の簿 記」を意図しているならば,会計システム自体を変 える必要があると考える.

上記の代数的アプローチの実証例として,以下, 社会福祉福祉会計基準に則って会計実践をおこなう ことが,いかに困難であるかということを,簡単な 例を示し,この章を終えたい.

表1には期首貸借対表及び期末財務諸表を記載し ている

表 2 には期中取引及び決算整理事項を示している 表 3 は期中及び決算整理仕訳である .

表 4 は , 期首から決算までの一連の会計処理の流れを表示する精算表である .

―おわりに― 発生主義と運転資本

以上,社会福祉法人会計基準が内包する会計的問題を概観したが,上述した問題は,換言すれば,社会福祉法人会計基準の「発生主義と運転資本」に係わる問題に帰着すると思われる.

まず,発生主義との関連で言えば,会計理論的には,経理規定準則から社会福祉法人会計基準への大きな変更点の一つに,減価償却の導入のように,発生主義の全面的適用が認められる.しかし,資金収支計算書の資金概念は運転資本であるため,事業活動から発生する収支のほとんどは事業活動計算書と重複することとなる.財務諸表の有機的関連から鑑みれば,事業活動計算書はフロー式よりもストック式の方が優れていると思われる.

ただし,実務レベルでは,事業活動収支計算書の 役割として,収益事業に関する税務申告に供することを重視する場合,フロー式が優れているのである. しがたって,ストック式もフロー式も一長一短であるが,筆者としては,資金を運転資本とするならば, 先述したように,財務諸表作成上はストック式が理論的に好ましいと考える.

けだし運転資本という資金概念は、流動資産と流動負債との差額として認識される実態のない資金であり、会計学に明るい者には、その意味が理解できるが、それ以外の人達には、会計基準の注解3に、「支払資金の残高はこれらの流動資産が流動負債を超える額をいう」と記載されているように、あたかも支払手段として運転資本という資金が実在するような感を与えることが懸念されるからである。会計基準第3条第3項の「会計の原則」には、「財政及び活動の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること」とあること

表 1 財務諸表

	×年×月×日	1			期首貸借対照	表系								
現	金		預	金	1,500	未				払			金	500
未		収		金	1,800	預				り			<u></u> 金	400
土				地	30,000		備	Î	資	金	借	- フ	金	10,000
建				物	20,000	_				本			金	
器	具 及	U	備	品	2,000	_	期	繰	越	活!	動収	支	差額	
車	輌 及	び	運 搬	具	450	_		-1-1-					, ,,	,
Ė	114 224		- JA		55, 750	_								55, 750
					,									,
	×年×月×日	1			期末貸借対照	召表								
現	金	1	預	金	1, 230	_				払			金	440
未	並	収	[月	金	2, 720					<u> 144</u> 19			 金	
土		<u> </u>		地				与.		<u>- 引</u>		当	金	
				物	30, 000		ılı		7		= 1			
建器	F 7	ブ ド) /±±;		20, 415		収 		不	能	<u>引</u> 借			
	具 及		D119	ᇤ	2, 750		1)ff.	J	資	金士	1首	・ フ		
車	輌 及	び	運 搬	具	425	_	н.	- 4.	ıl. Z	本	the F	tul 1±	金	
						国			<u></u>			引 積	立金	
						次	期	繰	越		動収		差額	
						1 (当	期	活	動	収	支	差額	
					57, 540)								57, 540
	×年×月×日	1~×年			事業活動収支	計算								
職	員		俸	給	250	介		蒦		呆	険	収	入	1,520
法	定	福	利	費	25	施	設	設	備	等	補助		収入	. 300
賞	与 引 🗎	鱼 金	繰入	額	60		設	設	備		寄 附	金	収入	
水	道	光	熱	費	30	玉	庫補	助。	金等	特別	刂積 ፯	左金耳	文崩 額	55
業	務	委	託	費	25									
給		食		費	180									
減	価	償	却	費	110									
徴		引当	金繰入	額	20									
借	入 金	<u>,</u> 利	息支	出	5									
国	庫補助金				300									
基	本 金			額	200	_								
当	期 活 重		支差	額	※ 1 870									
		-1/	<u> </u>	HA	1, 205									2,075
<u> </u>					1,200									2,010
	×年×月×日	l~×年			資金収支計算									
職	員		俸	給	250	_		護		呆	険	収	入	
法	定	福	利	費	25		設	設	備		借		収 入	. 500
水	道	光	熱	費	30	_	設	設	備	等	補助		収 入	
業	務	委	託	費	25	施	設	設	備	等	寄 附	金	収入	. 200
給		食		費	180									
建	物 取			出	500									
器	具及び	備品	取 得 支	出	750									
設	備資金借			: 出	50									
借	入 金	利	息支	出	5									
	払資金(当 期 4	又支差额		※ 2 705									
	`				1, 815	;								2, 520

※1 当期活動収支差額・・・・・870

※2 当期運転資本増加額・・・・・705

を斟酌すれば,一般に資金と言った場合,直接的な支払手段を意味する実態のある資金として解釈されるのが普通である.したがって,今日の会計の趨勢を鑑みても資金概念としては,キャッシュを採用するべきではなかろうか.加えて,経理規定準則の時代には,資産・負債・正味財産のストックを示す表として貸借対照表,正味財産のフローを示す表として運転資本による資金収支計算書が作成される必要

があったが,社会福祉法人会計基準によって,発生主義による事業活動収支計算書が作成されるようになった現在においては,より一層,資金は直接的支払手段を示すキャッシュによる方が望ましいと思われるのである.そうした場合に,事業活動計算書はフロー式とすることに,重要な意義が見出されるのである.

以上,社会法人会計基準よって勧告された財務諸

表 2 社会福祉法人の会計処理(例題)

平成×年×月×日

十成へ	十八月八日
1日	介護保険收入600が現金で入金となった.
2日	業務委託費25を現金で支払った.
10日	先月,給与支払時に預かった源泉所得税10を現金で納付した.
12日	設備資金借入50を返済し、あわせて借入金利息5を預金から支払った.
15日	水道代30が預金から引き落とされた.
18日	食材費180を掛けで仕入れた. (未払金計上)
20日	パソコン70を購入し、小切手を振り出して支払った.
21日	施設増設のため、基本財産を取得することを指定された補助金300が預金に振り込まれた.
22日	施設増設のため、基本財産を取得することを指定された寄付金200が預金に振り込まれた.
23 日	21日の補助金と22日の寄付金を財源として建物500の代金を預金より支払い,基本財産
	とした.
24日	21日に受領した補助金全額を国庫補助金等特別積立金とし、22日の寄付金全額を基本金
	に組み入れた.
25 日	職員俸給250について、源泉所得税15と社会保険料(本人負担分)25を差し引き預金より
	支払った.
27日	前年のパソコン購入代金である未払金240を預金より支払った.
29日	設備資金500を借り入れ、当座預金に入金した.
30日	介護保険收入920を未収金に計上した.
31日	社会保険料50(うち従業員本人負担分25)が預金から引き落とされた.

(決算整理事項)

- (1) 建物, 車両につき, それぞれ85, 25の減価償却を行なった.
- (2) (1)に見合う国庫補助金等積立金55を取り崩した.
- (3) 当期発生した賞与引当金60を計上した.
- (4) 利用者負担の未収入金に対して徴収不能引当金20を計上した.

表を作成・読解する際のいくつかの課題を,紙幅の関係もあり,雑駁にではあるが,述べた.今後,社会福祉法人会計基準の適用範囲が広がるに伴い,上記の問題は早期に解消される必要があると考える.また,更なる課題として,経営戦略を立案する際に,その基盤となる財務諸表比率の導出の問題がある.営利組織体と非営利組織体では,その経営目的の相違から,営利組織体の比率等をそのまま非営利組織体に適用できない部分も存在するであることと思わ

れ,新たな比率の作成及び標準的指標の導出も懸案 課題となると思われる.

なお,この研究は2002年度の川崎医療福祉大学プロジェクト研究費の援助によって行われたものであることを付記して感謝の意を表したい.

最後に,当研究の推進にあたり,貴重なご助言を賜っていた,川原邦彦教授が,本論の完成を待たずに急逝された. ここに,心よりの敬意とご冥福を申し上げたい.

表 3 仕訳帳

	(借方)	区分	金額	(貸方)	区分	金額
1日	現金預金	B/S	600	介護保険収入	(事)	600
	支払資金	(資)	600	介護保険収入	(資)	600
2日	業務委託費	(事)	25	現金預金	B/S	25
	業務委託費	(資)	25	支払資金	(資)	25
10日	預り金	B/S	10	現金預金	B/S	10
12日	設備資金借入金	B/S	50	現金預金	B/S	50
	設備資金借入金償還支出	(資)	50	支払資金	(資)	50
	借入金利息支出	(事)	5	現金預金	B/S	5
	借入金利息支出	(資)	5	支払資金	(資)	5
15日	水道光熱費	(事)	30	現金預金	B/S	30
	水道光熱費	(資)	30	支払資金	(資)	30
18日	給食費	(事)	180	未払金	B/S	180
	給食費	(資)	180	支払資金	(資)	180
20日	器具及び備品	B/S	750	現金預金	B/S	750
	器具及び備品取得支出	(資)	750	支払資金	(資)	750
21日	現金預金	B/S	300	施設設備等補助金収入	(事)	300
	支払資金	(資)	300	施設設備等補助金収入	(資)	300
22日	現金預金	B/S	200	施設設備等寄附金収入	(事)	200
	支払資金	(資)	200	施設設備等寄附金収入	(資)	200
23日	建物	B/S	500	現金預金	B/S	500
	建物取得支出	(資)	500	支払資金	(資)	500
24日	国庫補助金等特別積立額	(事)	300	国庫補助金等特別積立金	B/S	300
	基本金繰入額	(事)	200	基本金	B/S	200
25日	職員俸給	(事)	250	現金預金	B/S	250
	職員俸給	(資)	250	支払資金	(資)	250
	現金預金	B/S	40	預り金	B/S	40
27日	未払金	B/S	240	現金預金	B/S	240
29日	現金預金	B/S	500	設備資金借入金	B/S	500
	支払資金	(資)	500	設備資金借入金収入	(資)	500
30日	未収金	B/S	920	介護保険収入	(事)	920
	支払資金	(資)	920	介護保険収入	(資)	920
31日	法定福利費	(事)	25	現金預金	B/S	25
	法定福利費	(資)	25	支払資金	(資)	25
	預り金	B/S	25	現金預金	B/S	25
(決算整						
(1)) 減価償却費	(事)	85	建物	B/S	85
	減価償却費	(事)	25	車輌及び運搬具	B/S	25
					(1)	
(2)	国庫補助金等積立金	B/S	55	国庫補助金等特別積立金取崩額	(事)	55
(3)) 賞与引当金繰入	(事)	60	賞与引当金	B/S	60
(4)) 徴収不能引当金繰入	(事)	20	徴収不能引当金	B/S	20

表 4 精算表

自×年×月×日 至×年×月×日

自×年×月×日 至×年×月×日				残高試算表 整理記入				次入回コ	支計算書	事業活動中	7 士 31. 管 卦	期末貸借対照表	
勘	定	科	目										
				借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
	金	預	金	1,500		1,640	1, 910					1, 230	
未	収		<u>金</u>	1,800		920						2, 720	
未	払_		金		500	240	180						440
預	ŋ		金		400	35	40						405
賞 与	引	当	金		-		60						60
	不 能	引 当	金		-		20						20
±.			地	30,000								30,000	
建			物	20,000		500	85					20, 415	
器具	及	び備	品	2,000		750						2, 750	
	及 び	運搬	具	450			25					425	
	資 金	借 入	金		10,000	50	500						10, 450
基	本	41 m. (44 1	金		40,000		200						40, 200
国庫補助		特別積立			-	55	300						245
次期繰越	古動収支	注差額 (期首	新)		4, 850								4, 850
/ 	* 1 .1-	= 1		55, 750	55, 750								
(事業活		支計算書					. =0:						
介護	保	険 収	<u>入</u>				1, 520				1,520		
	備等補	前 助 金 収					300				300		
	備等等	引附 金 収	入				200				200		
		積立金取月	<u> </u>				55				55		
	<u>員</u>	俸	給			250				250			
法 定	福	利	費			25				25			
賞 与 引		金繰入	額			60				60			
水 道	光	熱	費			30				30			
業務	委	託	費			25				25			
給			費			180				180			
減 価	賞	却	費			110				110			
	能引当					20				20			
	金 利	息 支	出			5				5			
国庫補助		特 別 積 立				300				300			
基本		繰 入	額			200				200			
当 期 活	動し	仅 支 差	額							870			870
(資金	収 支	計算書											
介 護	保	険 収	入				1, 520		1, 520				
施設設	備等	借入収	_ 入				500		500				
施設設	備等補	斯 助 金 収 所 附 金 収	入				300		300				
	備等	子 附 金 収					200		200				
	員 .1	俸	給			250		250					
法 定	福	利	費			25		25					
水 道	光_	熱	費			30		30					
業務	委_	託	費			25		25					
給	食		費			180		180					
建物	取	得 支	出			500		500					
	び 備 品	品取得支	出			750		750					
	き 借 入	金 償 還 支				50		50					
	金 利	息 支	出			5		5					
支 払 資 金	(当期	引収 支差額	į)			2, 520	1,815	705					
						9, 730	9, 730	2, 520	2, 520	2, 075	2, 075	57, 540	57, 540

注

- †1)当初,本研究は個々の社会福祉法人の財務諸表を集積し,規模別に安全性と収益性の標準的比率を算定することを目的とする「社会福祉法人の定量性分析」を行うものとして出発した.しかし,法的な裏づけを有していない財務諸表を閲覧に供している社会福祉法人が少ないこと,また,社会福祉法人会計基準が発足して間もこともあり,まだ,充分に会計基準が実務に浸透していなく,当初,予定していた研究を断念せざるを余儀なくされたのである.しかし,上記の研究を進めていく過程で,社会福祉法人の多くの会計実践者,職業会計士,研究者等と社会福祉法人会計基準の会計処理に関しての話し合いの機会を得たことによって,筆者は社会福祉法人会計基準,それ自体が内包する喫緊に対処が必要な,本稿において延べる重要な会計的問題に行き当たった.また,本研究の理論的研究成果は,「社会関連会計研究」日本社会関連会計研究学会.に投稿中であることを付言しておく.
- †2) この点に関して,守永誠治教授は『非営利組織体会計の研究』慶応義塾大学商学会,1989.pp. 10-11.において,「わが国にあっては,諸法律が先ず制定され法人格がそれぞれの法令に基づいて与えられるという特色を持っている.もとよりその制定に関しては,わが国の官僚制度の特色から,各省庁のそれぞれが法令の原案を作成している.すなわち,公益法人会計については,総務省が担当し,社会福祉法人については,厚生社会局が担当し......筆者略......それぞれの行政は境界線をもっているのであり,欧米の制度との相違が見られるのであり,欧米の法制度との相違が見られるのである.従って非営利事業(Non Profit Business)という立場から見た会計の整合性はまとまっていないのであり,所管の官庁ごとに非営利法人の会計がそれぞれ別々に一人歩きしているのである」と述べられているが,今でも状況は変わっていないと思われる.
- †3)社会福祉法人会計基準では第1条で「計算書類」という用語を用いているが,基準が外部報告を重視する会計制度の確立を基準が企図している以上,「財務諸表」という用語に変更すべきではないかと考える.本稿ではそういった意味で, 敢えて会計基準等の文言を引用する場合を除いて「財務諸表」という用語を使用することとした.
- \dagger 4) 大原昌明他「非営利組織体の会計 —介護施設を例として—」『社会関連会計研究』, $\mathrm{Vol.}\ 15$, $\mathrm{Vol.}\ 16$, 2003-2004 .
- † 5)杉山学他「非営利組織体の会計」『日本会計研究学会スタディ・グループ平成12年度中間報告書』,日本会計研究学会, 2000 .
- †6)社会福祉事業法が2000年6月に社会福祉法として名称の変更とともに,内容も大幅に変わったが,社会福祉法においては,社会福祉法人が作成しなければならない計算書として,同法第44条第2項において事業報告書,財産目録,貸借対照表,収支計算書と規定しており,社会福祉法人会計基準との整合性が図られていない.
- †7)厚生労働省の「社会福祉法人の経営を考える検討会」の「社会福祉法人会計の在り方(基本方針)について」(2001年4月11日)審議会議事録によれば、その改正方針1-(2)の「経営努力が反映される会計」において、「法人経営を明確にするため、損益計算の考え方を導入」、1-(4)の「理解しやすい会計」において、「情報公開等に対応できる簡潔明瞭な財務諸表にする」という基本方針が示されている。
- †8)永田智彦,田中正明(2003),『社会福祉法人の会計と税務』,TKC出版,p. 51.
- †9)ダブルスタンダードの問題については , 前掲書 ,『社会関連会計研究』において , 詳細な検討がなされているので , 参 照されたい .
- †10)複式簿記の本質論に関しては,日本会計研究学会特別委員会 「日本会計研究学会特別委員会報告書:会計システムと 簿記機構・簿記形態に関する研究 —企業会計の本質への簿記論的側面からの考察—」,『日本会計研究学会』,1991. において,これまで提唱されてきた複式簿記の本質に係わる研究が体系的に論じられている.
- †11)資金計算書の代数的アプローチに関しては,倉田三郎(1970),「資金計算書作成のための代数的アプローチ」,『松山商大論集』, 20巻,5 · 6 号合併号.を参照されたい.

(平成17年10月31日受理)

A Study of the Accounting Standards System for Social Welfare Corporations — A Theoretical and Practical Perspective —

Yoshimasa SUTOH, Kannosuke SAITOH, Mayumi ARATANI, Nobuyo TANAKA and Tohru TANIMITSU

(Accepted Oct. 31, 2005)

Key words: the accounting standard of social welfare corporation organic relations of financial statements, accrual basis and working capital

Abstract

The 'Accounting Standards for Social Welfare Corporations Bill' was enacted in February 2000. Our first aim in writing this paper was to perform a theoretical analysis of this Bill and to clarify the technical aspects of the accounting system for financial statements it stipulated.

Furthermore, we aimed to prove using practical examples, that following these standards generates difficulties in the preparation and interpretation of financial statements.

We believe our research shows clearly that, in its present form, the system stipulated in the 'Accounting Standards for Social Welfare Corporations Bill' does not adequately deal with the organic relationships inherent in financial statements and this makes their preparation and interpretation unnecessarily difficult.

Correspondence to : Yoshimasa SUTOH

Department of Health and Welfare Services Management Faculty of Health and Welfare Services Administration Kawasaki University of Medical Welfare

Kurashiki, 701-0193, Japan

 $E\text{-}Mail: \verb"sutoh@mw.kawasaki-m.ac.jp"$

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.15, No.2, 2006 485-495)